

1、最低賃金壹圓參拾錢支給されだし、但し現在職工に對しては勵勵年限一ヶ年に付日給七錢の制で外縁のこと。
2、年二回の定期昇給を全従業員に漫れなく支給されだし。
3、現在の作業能率の状態なれば工員十二名を定員とされし但し此後擴張の場合に適當と認むる人員を増加されし。

4、臨時工制度を廃し普通職工に採用されだし。

5、工場及衛生諸設備の完全を期せられだし。

6、公休日特別出勤に對しては三歩、晝夜連續出勤に對しては現在の歩合に二歩増給されたし。

7、増産獎奨金は現在の最低作業能率を一ヶ月五千立三千七百本と定め以上増産されし場合は一本毎に金五錢の割で全従業員に支給されたし。

3

8、役員職工に對しては現在の作業最低能率一ヶ月五千立三千七百本に對し一本當り一厘の割で特別獎奨金を支給されたし。

9、年二回の賞與は現在額より増額をすとも必ず減額をさること。

10、退職手當を即時制定されたじ但し該表は現在の社則に記載公表されなし。

11、團体協約の即時容認並に勞資協定委員會を制定されだし右條項は昭和十年七月四日午前八時迄に従業員代表並に久保氏立會の上にて御回答相放度及歎願候也

士、爭議經過

右要求に對し工場長は翌二日従業員代表に第三者の介入を排して内部的解決を懶惰したるも従業員側之れに應ぜず、翌三